

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141

21 年 2 月 15 日

商売繁盛へ参加者自身の議論は尽きず～SNS活用セミナーを開催～

第2回ビジネススキルアップセミナー

2月2日に第2回となるビジネススキルアップセミナー・SNS講座が開催されました。

実際にインスタグラムとフェイスブックを活用して商売へと繋げている青年部OBの高橋星児さん（大江山支部）と山本美幸さん（亀田支部）を講師に迎え13名が参加しました。

盆栽の栽培・販売を行う「ぼんさい屋とき」を経営する高橋さんは「インスタグラムは知らない人に知ってもらうことができる」「店に直接来ない人にもイベントの案内ができ、集客に繋がられる」とインスタグラムの特徴点を説明。

「ミシン修理の「ミシンの友愛」と地域の交流スペース「えんではよこし」の代表を務める山本さんはフェイスブックの特徴点と「自分はこうしてフェイスブックを使用しているが本当はアナログ人間。出会った人と直接アドレスなどの交換をして交流の輪を広げている」と機械に苦手意識がある人でもできると話しました。

参加者からは「フォロワー数が増えない。増やす方法は？」「商品の写真を撮る時の機材は？」「商品の価格の決め方？」など多くの質問が出されました。質問を受け「とにかく継続することが大切」「インスタグラムとフェイスブックだけではない。自分に合ったSNSを探すといい」などとアドバイスしました。

今回の内容について参加者から意見を聞くと「SNSも継続したい」との声が。第2回SNSセミナーを計画することを決め閉会となりました。高橋さんと山本さんは、今後スキルアップセミナー実行委員に加わることも決まり、より密度の濃いセミナーを計画していきます。



日程

- ・ 2月27日 市民アクション講演会
- ・ 3月 1日 第1回理事会
- ・ 3月11日 重税反対全国統一行動

税務署への集団申告について 参加の皆さんへ重要なお知らせ

新潟民商では2月1日の第4回常任理事会で、3月11日の税務署への集団申告について、新型コロナウイルス感染症の影響なども考慮し次のように決定しました。

①申告書提出は対面受付ではなく收受箱へ提出

新潟税務署の受付が新型コロナウイルス対策の影響などで従来通りの人数を確保できないこと、税務署協での待機時間をなるべく短くすることを考慮しました。

②提出の際は会場で配布するファイルに入れて提出

申告書類と受付票・申告書控（いずれか1つ・收受印を押印して欲しい方しか入れないこと）をリュートピアで配布するファイルに入れて提出します。

☆注意事項

* 收受印が押印された受付票・申告書控の紛失を防ぐために、参加者を特定しなければいけません。支部で準備するバスに乗車するなど、必ず集会から参加するようにして下さい。税務署に直行することはくれぐれも遠慮して下さい。

* 提出する申告書に誤りがあると、後日税務署から問い合わせが行くことになりかねません。各支部での作成会で申告書を完成させるようにしましょう。



民商共済会加入者のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症で陽性となった方で、入院ではなくホテルや自宅での療養となった場合、医師・公的機関(保健所、行政などの証明)入院・療養期間が明記されているものを添付した場合に入院見舞金の対象にすることになりました。

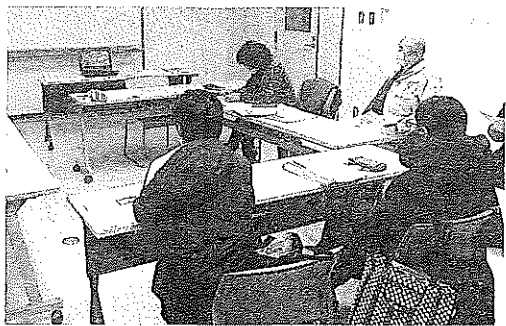
また、感染者との濃厚接触による医師からの指示による自宅待機についても安静加療見舞金の対象となります。これは、新型コロナウイルス発生時期にさかのぼって適用されます。

春の運動DVDをみんなで見 民商の果たしている役割を再発見

亀田支部・中島班申告書作成会

亀田支部・中島班では8日に確定申告書の作成会を開催。新型ウイルスに考慮し亀田駅前地域交流センターを初めて会場として利用。役員を含め9名が参加しました。開始時間には全員が揃い、最初に春の運動DVDを視聴。新型ウイルス感染症対策で民商が要望したこと初めて業者へ直接支援が実現したことなどを学び合いました。続けて班長でもある黒井誠支部長より資料の説明。小規模業者を排除するインボイス制度や赤字でも払わなければいけない消費税について、自らの申告内容にも触れながら発言。最後に税務署での受付体制が変更されることから3・13集会へ必ず参加することを訴えました。

その後は確定申告書の作成。減価償却の仕方や給付金の取扱いなど様々な疑問を出し合いながら交流。参加者はベテランも多いために申告書の完成はスピーディに終了し、商売や地域の話に花が咲きました。



インボイス制度なんでも言語道断！ 消費税は早く減税して欲しい

木戸支部・紫竹班申告書作成会

7日に木戸支部の先陣を切って紫竹班の申告書作成会が満州里さんで開催され、4名の会員が参加しました。

始めに細山副会長からコロナ禍での3・13重税反対統一行動の訴えと持続化給付金などのコロナ対策での民商の取り組み、2023年から始まるインボイスのことなどが話されました。



参加した会員からは「売上が一千万円以下でも消費税の申告となると負担が大きい、コロナ禍で仕事量が減少しているところだからなおさら」またある会員は「消費税をしばらくゼロ%にしてほしい。インボイス制度の導入なんて言語道断」などの声が上がりました。

その後の作成会では、みんなで一斉に申告書を作成し閉会しました。

国保料・介保料の新型ウイルス減免制度を活用しよう！

◇対象者

世帯の主たる生計維持者が

①収入事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が、前年比で3割以上減少の見込み

②前年所得の合計額が1000万円以下。

③収入減少が見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

※前年とは平成31年です。

◇対象期間

令和2年2月1日から3年3月31日まで
(すでに支払った分は還付されます)

◇提出書類

●国民健康保険料減免申請書

●収入見込額等申告書

●令和元年中の収入が分かる書類
(確定申告書の控えなど)

●令和2年1月から12月までの収入が分かる

書類(帳簿など)

※注意点

前年の所得金額が0もしくはマイナスの場合は、計算で減免額が0になり今回の減免制度の対象外となります。

これらの減免制度は締め切りが今年の3月31日となります。確定申告作成会などで収入計算を行い、該当するかどうかみんなで話し合う運動を進めましょう。

全商連会館の建設基金への 御協力のお願い

東京の全商連会館が新築されました。これまでも多くの会員さんから募金がされ、民商全体で465,887円の募金が集まっています。亀田支部読者の吉野さんからは2万円もの募金を頂きました。募金を頂いた皆さんに厚く御礼申し上げます。

全商連は全国が統一的に民商運動を進められるようにするため不可欠な組織です。その会館は言わば「民商運動の砦」となります。

建設基金の締め切りはこの2月末となります。まだ募金されていない方も、もう少し募金したい方も民商運動発展のために、御協力よろしくお願ひします。